衣浦港 BCP(事業継続計画)

【感染症編】

2024年(令和6年)6月

改訂履歴

改訂年月	改訂ページ	改訂項目	改訂内容
2023.6		案作成	
2024.6		新規策定	
2025.6	p. 6		・組織名の修正

目 次

1. 基本	:方針	1
1.1	本 BCP の目的	1
1.2	本 BCP で対象とする感染症	1
1.3	本 BCP で想定する対応期間・流行段階	2
1.4	本 BCP で対象とする港湾機能の維持に影響を与える事象	4
2. 港湾	機能の目標	5
3. 実施	[体制	6
4. 各流	:行段階において想定されるリスク	8
4.1	感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時	8
4.2	感染症が懸念される中での災害対応時	9
5. 対応	計画1	11
5.1	感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時	11
5.2	感染症が懸念される中での災害対応時	17
6. マネ	.ジメント計画	20
6.1	事前対策2	20
6.2	教育·訓練2	21
6.3	BCP の見直し・改善	22

1. 基本方針

本 BCP の目的 1.1

新型コロナウイルス(COVID-19)のパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が 出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社 会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が 感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のた め船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が 発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感 染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

衣浦港臨海部には、輸送機械や製鋼所などの製造業や発電所などの基幹産業を中 心とした企業が進出し、知多・三河地域の流通拠点、高次加工型産業を中心とする 工業港、エネルギー供給基地として、重要な役割を担っている。

新型コロナウイルスを始めとした各種感染症(以下「感染症」という。)を起因と したパンデミックは社会経済活動に大きな影響を与える恐れがあり、感染症の拡大 防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染またはその疑いが発 生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図 ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、当該港湾の機能を維持していくためにも働く 人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにして危機管理対策、体制の強化 を目的とした具体的な活動計画として、港湾 BCP(感染症編)(以下「感染症 BCP」) を位置づけるものとする。

1.2 本 BCP で対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、新 型コロナウイルスによるパンデミックを教訓に、感染症への対策として本 BCP を策 定することとする。

1.3 本 BCP で想定する対応期間・流行段階

感染症対策は、流行の段階に応じて取るべき対応が異なり、長期的な対応も想定される。こうした状況下であっても、港湾における感染症のまん延防止と事業継続を図ることが重要である。「港湾の事業継続計画策定ガイドライン(感染症編)(2021年(令和3年)4月)」では、新型コロナウイルスの流行段階を、新型コロナウイルスが発生する前から、海外での発生や国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでの5つの段階に分類している。

一方、地域での流行状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、国における流行段階のうち、国内発生早期及び国内感染期については、「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画(2019年(令和元年)10月)」における流行段階より、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期の3段階に分けて判断する。各流行段階における対応時期の目安は、以下のとおりである。

なお、流行段階の期間は極めて短くなる可能性があり、必ずしも順を追って進行 するとは限らないということに留意が必要である。

①未発生期

新型感染症発生に備え、体制の整備・強化を図る時期を指す。関係機関、港湾関係者等において、防疫用資源(資器材)の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識共有、感染症発生時に備えた対応の検討、連絡体制の充実、訓練等を計画的に進めておく必要がある。

②海外発生期

海外にて感染症が発生したことがニュース等で取り上げられ、感染発生事例、 有効な予防、防疫措置に関する情報の収集・共有を行い、国内への侵入をできる 限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期を指す。感染症の疑 いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の対応を確認する。

3県内未発生期

国内にて感染症が発生しているが、県内では感染症の患者は確認されていない時期を指す。全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染の拡大をできる限り抑える時期を指す。衣浦港での感染症発生に備えた対応を進めておく。

4. 県内発生早期

県内で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、県内感染をできる限り抑える時期を指す。衣浦港での感染拡大に備えた対応を進める。

5県内感染期

県内で感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期を指す。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、関係機関、港湾関係者等が行う防疫措置の強化や業務の継続の維持を図る。

⑥小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期を指す。国内外の移動制限等の緩和に伴う感染拡大を想定し、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する。

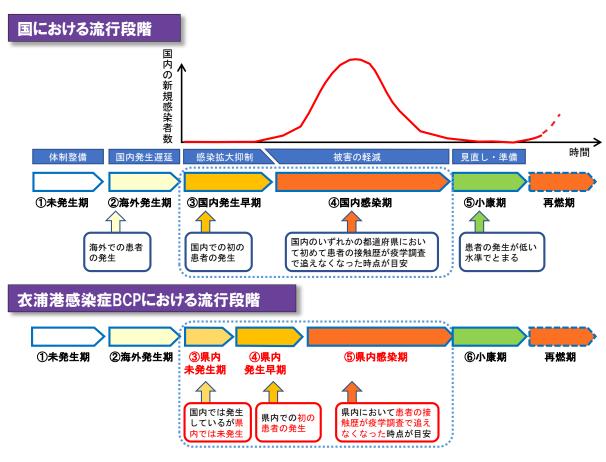


図 1-1 国と衣浦港感染症 BCP における流行段階

- 1. 基本方針
- 1.4 本 BCP で対象とする港湾機能の維持に影響を与える事象

1.4 本 BCP で対象とする港湾機能の維持に影響を与える事象

衣浦港の入港船舶の現状を踏まえ、港湾機能継続に影響を与えるケースとして、 下記の事象を想定する。

- (1)対象とする事象
- ①感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時
 - 国内外の貨物船
- ②感染症が懸念される中での災害対応時
 - 感染症発生時に災害対応で使用する船舶 (例えば、支援物資輸送、宿泊・入浴施設の代用等)
- (2)対象としない事象
 - ・クルーズ船など不定期の旅客船
 - ※クルーズ船は感染症の流行に伴い、運航停止などの措置が取られることを 鑑み、対象としないが、クルーズ船の長期停泊等が貨物の運航に影響を及 ぼす場合については考慮する。

2. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗員に感染症が発生・拡大すると、CIQ をはじめとする 国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、港湾関係の 事業活動の停止につながる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のた め、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅 れるリスクも発生する。

本 BCP は、感染症によって衣浦港の、港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することはなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、本 BCP に基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって感染拡大を的確に抑制していくこととする。

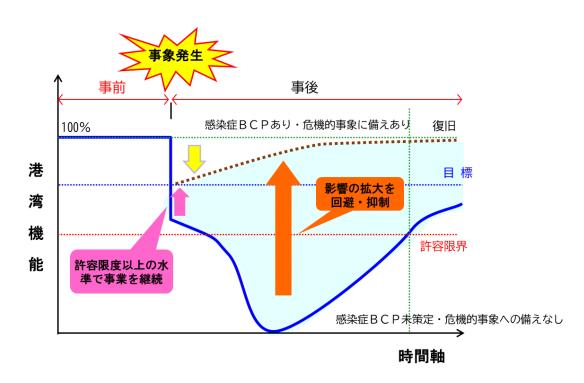


図 2-1 港湾における感染症 BCP の概念

3. 実施体制

「衣浦港港湾 BCP (感染症編)」の実施体制については、既定の衣浦港 BCP 協議会 (事務局:愛知県都市・交通局港湾課、衣浦港務所)(以下、「協議会」)が主体とな り、感染症対応を担う厚生労働省や港湾所在自治体の保健所など感染症対策部局等 と連携し、運営していく。

表 3-1 (1) 衣	浦港 BCP 協議会	♠の構成員(順不同)
-------------	------------	--------	------

	+ 盤 目 夕
	機関名
港湾関係者	衣浦港運協会
	衣浦港船舶代理店会
	衣浦ポートサービス株式会社
	伊勢三河湾水先区水先人会
	衣浦港三河港船舶保安情報センター (株式会社東洋信号通信社)
建設業関係	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 中部支部
	一般社団法人 愛知県建設業協会
	愛知県港湾空港建設協会
臨海部企業	半田商工会議所
	碧南商工会議所
	高浜市商工会
	衣浦地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
地元市町	半田市 総務部、建設部
	碧南市 市民生活部、建設部
	高浜市 都市政策部
	武豊町 総務部
海上保安庁	海上保安庁 第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 衣浦海上保安署
道路・鉄道	愛知県道路公社
管理者	愛知道路コンセッション株式会社
	衣浦臨海鉄道株式会社
	愛知県 知多建設事務所
	愛知県 知立建設事務所
行政	国土交通省 中部運輸局 海事振興部
	国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所
	財務省 名古屋税関 豊橋税関支署 衣浦出張所
	愛知県 防災安全局 災害対策課
事務局	愛知県 都市・交通局 港湾課
	愛知県 衣浦港務所

表3-1(2) 感染症対応を担う連携機関(順不同)

	機 関 名
地元市町	半田市 福祉部 健康課
	碧南市 こども健康部 健康課
	高浜市 福祉部 健康推進グループ
	武豊町 健康福祉部 健康課
行政	厚生労働省 名古屋検疫所衣浦出張所
	愛知県 保健医療局 半田保健所、衣浦東部保健所、西尾保健所
	愛知県 感染症対策局 感染症対策課

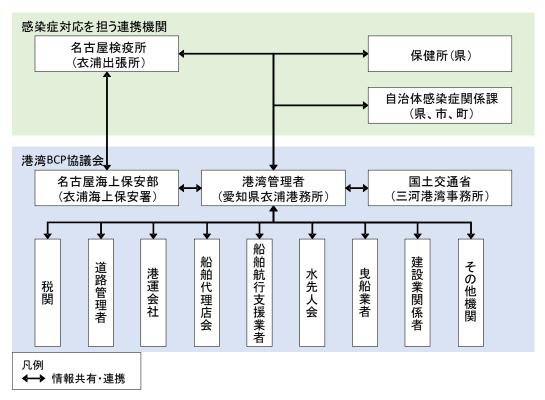


図3-1 衣浦港 BCP (感染症編) の実施体制

4.2 感染症が懸念される中での災害対応時

4. 各流行段階において想定されるリスク

感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時 4.1

- (1) 未発生期
 - ・特記事項なし

(2) 海外発生期

〈※(2)~(5)に跨るリスク〉

- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生す るリスク
- 港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのあ る船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク
- 外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有 し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク
- 検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船等が岸壁を長時間占有し、後続船 の着岸や荷役に影響するリスク
- ・感染疑い船の前港及び着岸岸壁により防疫機関が異なることによる混乱のリ スク
- 水先人が感染疑い船に乗り込めないことによる入港予定岸壁に着岸できない リスク
- 検疫や消毒作業を実施する際に、大型船に対して岸壁を提供できないリスク
- 外航貨物船の船員が外国にて交代・乗船することにより感染し入港するリス ク
- 外航貨物船の船員が前港以前の荷役労働者との接触により感染し入港するリ スク

〈※(2)~(6)に跨るリスク〉

・無症状感染者から船員及び港湾関係の労働者に感染が拡大し、荷役に影響す るリスク

(3) 県内未発生期

〈※(3)~(5)に跨るリスク〉

・港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の 不足をきたすリスク

4.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時 4.2 感染症が懸念される中での災害対応時

(4) 県内発生早期

〈※(4)~(5)に跨るリスク〉

- ・通勤時や家族等からの感染、港湾関係の労働者の間や港湾関係の労働者と船 員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク
- 港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめと する港湾運送が行えなくなるリスク
- ・食料や燃料、船用品など物的資源の調達及び補給に伴い船員が濃厚接触者等 になるリスク
- ・着岸後における港湾関係の労働者からの外航貨物船の船員への感染拡大によ り、本船の自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷 役に影響するリスク

(5) 県内感染期

国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク

(6) 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- 外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染が再発生す るリスク

4.2 感染症が懸念される中での災害対応時

(1) 未発生期

特記事項なし

(2) 海外発生期

〈※(2)~(5)に跨るリスク〉

・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感 染者が発生し、県内に流入するリスク

(3) 県内未発生期

〈※(3)~(5)に跨るリスク〉

- ・県外で感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が受 けられないリスク
- 派遣部隊に感染者が発生し、県外から感染が流入するリスク

4.2 感染症が懸念される中での災害対応時

(4) 県内発生早期

〈※(4)~(5)に跨るリスク〉

- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派 遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク
- 被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク
- ・災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)が感染し、港湾施設の応急復旧 等が迅速に行えない場合、港湾利用面(物流面・緊急物資輸送拠点等)に支 障が出るリスク
- 被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければ ならなくなるリスク

(5) 県内感染期

- ・県内に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が 受けられないリスク
- 被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ・災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)に感染が拡大し、港湾施設の応 急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面(緊急物資輸送拠点 等)に支障が出るリスク
- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感 染者が発生するリスク

(6) 小康期

・措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

5. 対応計画

感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時 5.1

- (1)感染予防対策
- ① 未発生期
 - ・未発生期における感染症への備えは、「6. マネジメント計画」を参照する こと。

② 海外発生期

- ・港湾管理者は、国土交通省中部地方整備局等や保健所、保健福祉センター、 検疫所等防疫関係機関(以下「防疫関係機関」)との連携のもとに、感染症 発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有 効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、協議会を通じ、必要に応じ て情報共有を実施する。
- ・海外からの渡航者若しくは乗組員から、またはそれら相互の接触によって、 船舶の旅客及びターミナル関係者等に感染が発生する事態を想定し、港湾管 理者は船社及びターミナル関係者等(以下「船社等」)に対し、ターミナル 等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマス ク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染若しくは感染が 疑われる症状を有する者(感染者等)が判明した場合は、当該船社等に対し て、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、 感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。
- ・船舶から感染若しくは感染が疑われる症状を有する者(感染者等)が判明し た場合、船社または船舶代理店は、速やかに関係行政機関に報告するととも に防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離等の所要の措置を行う。ま た、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係者や、当該船舶の外で 接触した可能性がある関係者等に対し、 必要に応じて情報共有を行う。
- ・港湾管理者は、名古屋検疫所衣浦出張所が「新型コロナウイルスへの感染症 の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針につい て」(以下、「対処方針」)を参考に関係行政機関と共有した情報を把握す る。
- ・港湾管理者は、これら情報をとりまとめ、船舶運航に係る他の港湾関係者及 び船社並びにその他の協議会構成員等との迅速な情報共有を行う。あわせ て、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫 措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、 その備え置きの状況把握に努める。

③ 県内未発生期

- ・港湾管理者は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生 事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、協議会等を通じた情報 の共有・更新を強化する。
- ・船社等は、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用、手洗い 及び手指消毒の徹底等の防疫措置を強化し、業務の継続性を維持できるよ う、従業員等のローテーション勤務や職務の代替等について検討する。
- ・感染者等が判明した場合は、当該船社等は、速やかに、関係行政機関に報告 するとともに、防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離や船舶の消毒 作業等の所要の措置を行う。また、船社または船舶代理店は、当該船員が乗 船する船舶内で業務に従事した関係者や、当該船舶の外で接触した可能性が ある関係者等に対し、必要に応じて 情報共有を行う。

⑤ 県内発生早期

- ・県内未発生期の取組を継続し、通勤時の感染または家族や友人からの感染に 備えた感染予防措置の強化を行う。船舶から感染者等が判明した場合、船社 または船舶代理店は、速やかに関係行政機関に報告するとともに、防疫関係 機関の助言のもと当該感染者等の隔離や船舶の消毒作業等の所要の措置を行 う。
- ・船社等は、業務の継続性を維持できるよう、従業員等のローテーション勤務 や職務の代替等について必要に応じて実施する。
- ・船社または船舶代理店は、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係 者や、当該船舶の外で接触した可能性がある関係者等に対し、必要に応じて 情報共有を行う。
- ・港湾労働者の感染が判明した場合には、港運事業者等は、当該従業員が船内 での業務に従事した船舶等、接触した可能性がある関係者に対し、必要に応 じて情報共有を行う。

⑥ 県内感染期

- ・船社等は、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要 の防疫措置の徹底強化を行う。船舶から感染者等が判明した場合は、当該船 社等に対して、速やかに関係行政機関に報告するとともに、防疫関係機関の 助言のもと当該感染者等の隔離や船舶の消毒作業等の所要の措置を行う。
- ・県内発生早期の取組を継続し、港湾管理者は防疫関係機関との連携のもと、 他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収 集し、協議会等を通じた情報の共有・更新を強化する。
- ・港湾労働者の感染が判明した場合には、港運事業者等は、当該従業員が船内 での業務に従事した船舶等、接触した可能性がある関係者に対し、必要に応 じて情報共有を行う。

- ・船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するととも に、従業員等に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑え るとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い、業務の継続性 を維持できるよう従業員等のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施 する。
- ・関係機関、港湾関係者は感染者を早期に発見し感染症の拡大防止を図るため 感染症の抗原検査キット等の活用を検討する。

⑦ 小康期

- ・国内外の移動制限等の緩和に伴う感染拡大を想定し、協議会構成員は、状況 に応じて必要な対策を継続する。
- ・船社等は、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用、手洗い 及び手指消毒の徹底等の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やア ナウンスの継続等を行う。
- ・また、協議会構成員は、感染症の予防・防疫資機材の補充や、対応の見直し を行う。
- ・港湾管理者は、県内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて衣浦港感染 症 BCP の改善、見直しを検討する。

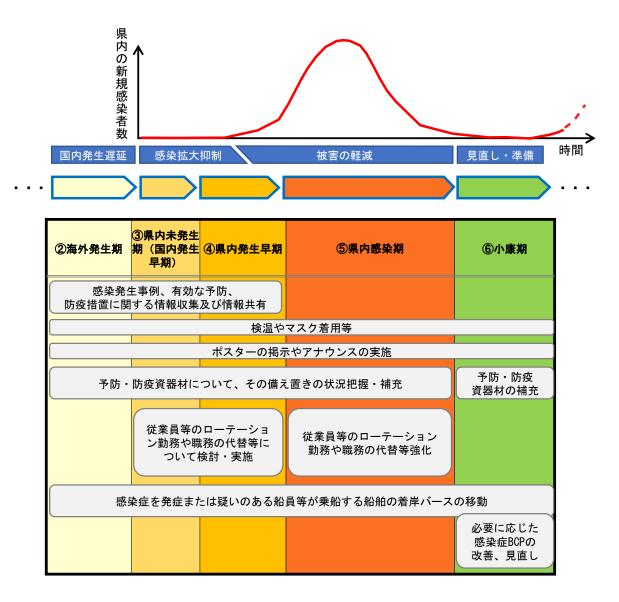
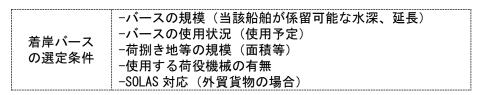


図5-1 各流行段階における主な対応方策

- (2) 感染者等が発生した場合の対応(各流行段階共通)
 - ・船社、船舶代理店は、乗組員に感染者等が発生した場合、関係行政機関に連絡を行うとともに、防疫関係者等と対応を相談し、適宜他の船員の隔離を行うなどの感染防止対策の徹底を図る。
 - ・港運事業者は、防疫関係者等と対応を相談し、濃厚接触者となった作業員の 隔離等を行い、感染防止対策の徹底を図る。検疫、荷役等の対応について、 対処方針を参考に対応する。
 - ・港湾管理者は、港湾運営上の支障が生じたときは、感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の着岸バースを、以下の条件を踏まえて、船社・船舶代理店、港運事業者等と調整の上、事前対策で整理した岸壁より選定し、当該船舶の移動の指示または要請を実施する。



- ・港湾管理者は、これら情報をとりまとめ、協議会構成員等へ必要に応じて情報 報共有を行う。
- ・上記の対応の際には、以下について特に留意する。
 - 〇水際対策の徹底は、他のあらゆる事項に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係機関の意見を尊重する。
 - 〇感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間 の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。

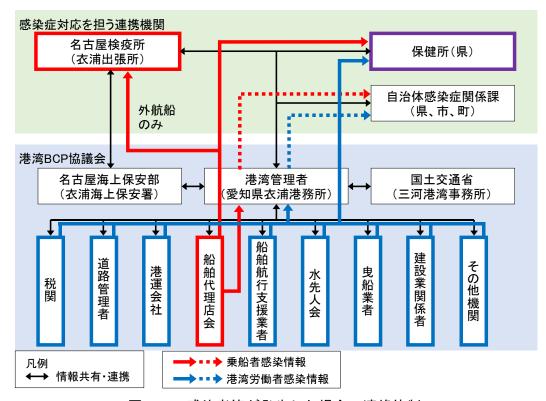


図5-2 感染者等が発生した場合の連絡体制

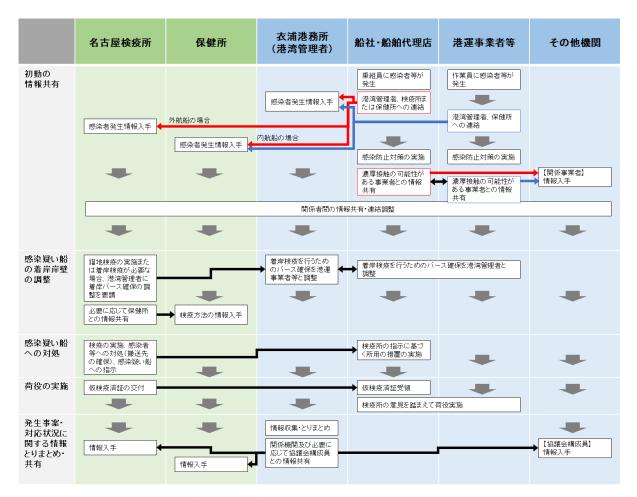


図5-3 感染者等が発生した場合の関係機関の活動フロー

5.2 感染症が懸念される中での災害対応時

(1) 感染予防対策

① 未発生期

・未発生期における感染症への備えは、「6. マネジメント計画」を参照する こと。

② 海外発生期

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、港湾管理者及 び中部地方整備局は、防疫関係機関との連携のもとに、外国からの災害対応 従事者の感染対策(マスク着用、WEB会議による三密回避等)、検温、支援 船の着岸バース調整を行う。
- ・外国からの支援について協議会を通じ、必要に応じて情報共有を実施する。
- ・協議会構成員は感染予防対策用品の状況を把握し、必要に応じて補充を実施 する。

③ 県内未発生期

- ・港湾管理者及び中部地方整備局は、派遣部隊を含め災害対応従事者の感染対 策(マスク着用、WEB会議による三密回避等)、検温、支援船の着岸バース 調整を行う。
- ・支援について協議会を通じ、必要に応じて情報共有を実施する。

④ 県内発生早期

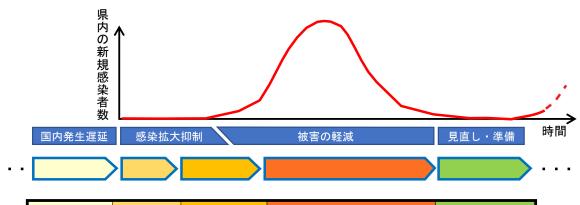
- ・県内未発生期の取組に加え、港湾管理者及び中部地方整備局は、屋内での支 援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行う。
- ・中部地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエ ゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB 会議システム 等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。
- ・災害対応従事者から、感染者等が判明した場合、協議会構成員は、速やかに 防疫関係機関、港湾管理者に報告するとともに、防疫関係機関の助言のもと 当該感染者等の隔離等の所要の措置を行う。
- ・協議会構成員は、接触した可能性がある関係者等に対し、必要に応じて情報 共有を行う。また、港湾管理者は、これら情報をとりまとめ、協議会構成員 へ必要に応じて情報共有を行う。
- ・被害状況調査や災害復旧活動等のローテーションによる実施体制の検討を行 う。

⑤ 県内感染期

- ・県内発生早期の取組に加え、港湾管理者は防疫関係機関との連携のもとに、 他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収 集し、協議会の場を通じた情報の共有・更新を強化する。
- ・災害対応従事者は、感染予防措置や検温やマスク着用、手洗い及び手指消毒 の徹底等の防疫措置の徹底強化を行う。
- ・必要に応じて、被害状況調査や災害復旧活動等のローテーションによる実施 を行う。

⑥ 小康期

- ・国内外の移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスクを想定し、県内感染 期の取組を状況に応じて必要な対策等を行う。
- ・協議会(災害)構成員は感染予防対策用品の補充を実施する。



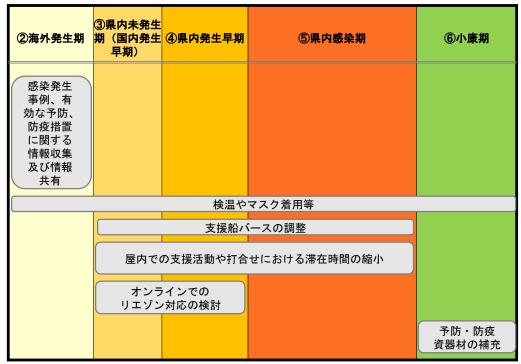


図5-4 各流行段階における主な対応方策(災害対応時)

- (2) 感染者等が発生した場合の対応(各流行段階共通)
 - ・災害対応従事者等に感染者等が発生した場合、防疫関係機関・港湾管理者に 連絡を行うとともに、協議会構成員に対して適宜、必要に応じて情報共有を 行う。あわせて、防疫関係機関と対応を相談し、他の災害対応従事者等の隔 離を行うなどの感染防止対策の徹底を図る。
 - ・上記の対応の際には、以下について特に留意する。
 - 〇水際対策の徹底は他のあらゆる事項に優先して行う。このような観点から、 各関係者は防疫関係機関の意見を最大限尊重する必要がある。
 - ○感染者等が発生した事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」、 「迅速」、「正確」な情報共有が重要である。

6. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症 BCP のマネジメント計画においては、感染症の発生・まん延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCA サイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などを関係者間で共有しておくものとする。

また、感染症の発生時に迅速な対応及び連携を行うために、協議会各構成員において、感染症に対する対応要領やBCP等の作成を検討する。

6.1 事前対策

- (1) 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時
 - ・港湾管理者は、協議会を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、 防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効 率的に行うための連絡、調整体制を整備し、国内外における感染症発生の動 向に常に注視する。
 - ・港湾管理者は、感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶を着岸 させるバースの候補地として、各岸壁の規模、利用状況、ヤード面積、アク セス等を整理しておく。

最大けい 取扱 取扱 取扱 取扱 荷さばき地 延長 地区名 岸壁名 船能力 貨物量 品目名 貨物量 品目名 貨物量 品目名 貨物量 (荷捌地) 及び (t/m) 占有率 (m) (m) (DWT) (t) (t) (t) (m) 保管施設(m) 武豊 _ 武豊岸壁 28.7% -4.5 180 3.050 再利用資材 2.500 動植物性製造飼肥料 550 21.9 23.618.3 16.9 埠頭地区 武豊北埠頭1号岸雪 28.1% 185 15,000 37,307 非金属鉱物 17,070 金属くす 15,372 動植物性製造飼肥 3,43 201.7 53 511 2 埠頭地区 武豊北埠頭2号岸壁 31.3% 240 30.000 188.168 114.490 金属くず 69,138 再利用資材 20.0 784.0 非金属鉱物 1,159.1 武豊北埠頭3号岸壁 150,683 39,71 1,18 20.0 23.6% 5,000 の他石油製 109,777 と学薬品 西1号岸壁 61.16 動植物性製造飼肥料 コークス 51.68 木材チッ 7.501 化学肥料 20.0 250,927. 西4号岸壁 24,943 木材チッ 非金属鉱物 448.6 -10. 185 82,988 16,259 20.0 21.8% 15,000 木材チッフ 74,61 非金属鉱物 59,05 西6号岸壁 34.5% 240 30.000 639.25 大材チッフ 560.98 50.450 非金属鉱物 21.00 19.0 2.663.6 南埠頭岸壁 0. 500 南地区 曳船用岸壁 10.0 埠頭地区 亀崎2号岸壁 185 15,000 26,217 18,696 金属くず 3,805 非金属鉱物 3,12 20.0 137,768,6 141.7 亀崎3号岸壁 56.6% 190 15,000 70,483 金属くず 69,49 その他輸送 26 東1号岸壁 29.6% 630 2,000 52,48 沙利・砂 34,00 金属くず 18,48 8.0 83.3 18,373 20.0 120,870.3 東3号岸壁 31.4% -10.0 185 15.000 150.71 木材チップ 70.43 植物性製造御肥料 29,52 製造食品 12.57 20.0 814.7 東4号岸壁 39.4% 240 30,000 200,63 木材チッフ 89,291 金属くす 39,53 鉄鋼 26,45 20.0 836.0 28.910.8 埠頭地区 10.0 0.0 15 57.8% 700 550 動植物性製造飼肥料

表 6-1 衣浦港における岸壁の規模、利用状況等

※バース占有率、取扱貨物量: 令和 4 年実績値

※利用水準:一般に 1,000t/m を超えると飽和状態と言われる

- ・船社等は必要に応じて、船員、従業員、旅客が感染した場合に備え、感染発 生時の対応の検討を行うとともに、感染症の予防・防疫資機材の準備を行 う。
- ・船社等は、県内未発生期に入った時点で、「5.対応計画」に基づいて、感 染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動を確認し、従業員等の 出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認をし、必 要に応じて見直しを行う。

(2) 感染症が懸念される中での災害対応時

- ・港湾管理者は、以下について調整・検討を行う。
- ・感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための 関係者調整。
- ・協議会等を活用し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した衣浦港の BCPの改善・拡充。
- ・感染症発生時における災害対応継続に向けた災害対応従事者の勤務体制(班 別出勤体制・空間を分けて業務執行に当たる工夫等)。
- ・感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン等による遠隔地 からの状況把握や WEB 会議の活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体 制の構築。
- ・感染症がまん延時の、被災者の保護、避難移動等の対応策。
- ・マスク、消毒液など衛生用品・感染予防対策用品の確保。
- ・感染症発生時における TEC-FORCE の派遣方針に関する中部地方整備局との認 識の共有。

6.2 教育・訓練

- ・協議会は、名古屋検疫所衣浦出張所や保健所が実施している関係機関が連携 した感染症訓練をはじめとし、港湾における感染症の発生を想定した教育・ 訓練を実施することとする。
- ・特に海外発生期や県内感染期については、各流行段階において想定されるリ スクを踏まえ、あらかじめ文書化した対応計画に基づいて訓練を行うことと する。
- ・感染症リスクに対する港湾関係者の認識の涵養・維持と感染症 BCP に基づく 緊急時の対処の手順等の的確な継承に向けて、感染症リスクに関する基礎的 な情報・データや港湾における過去の感染症災害事例等の情報共有の場を定 期的に設けるものとする。

6.3 BCP の見直し・改善

- ・本 BCP の実効性を向上させるため、PDCA サイクルの考え方にそって、感染 症の対応事例、各種検討結果及び協議会構成員等の BCP 等に基づき、適宜、 本 BCP の見直し・改善を行う。
- ・本 BCP が発動される事態が発生した場合は、小康期の時点で、具体の対処行 動等の振り返り、必要に応じて本BCPの見直しを行うこととする。
- ・なお、本 BCP では衣浦港における対応を想定しているが、着岸バースの選定 や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾(背後自治体)との広域的な連携が 必要な場合には、広域的な行政機関である中部地方整備局等とも連携の上、 必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。